

平成十三年政令第三百九十六号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令
内閣は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第三項、第七十条、第七十一条第一項並びに第八十条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(指定製品)

第一条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

二 硬質ポリウレタンフォーム用原液(断熱材

の成形のために用いられるものに限り、次号及び第四号の製品の成形又は製造のために用いられるものを除く。)

三 断熱材(硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。)

四 冷蔵機器及び冷凍機器であつて、第一種特定製品以外のもの(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含み、硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。)

五 専ら噴射剤のみを充填した噴霧器(専ら不燃性を必要とする状況で用いられるものを除く。)

(フロン類の製造業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二条 法第十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とする。

(指定製品の製造業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第三条 法第十三条第二項及び第十五条第二項において読み替えて準用する法第十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とする。

(手数料の額等)

第四条 法第二十五条に規定する手数料(以下この条において単に「手数料」という。)の額は、次の方々に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 用紙に出力したものとの交付 用紙一枚につき十円

一号及び第三号に掲げる業務の実施の状況に関する報告を求めることができる。

し報告を求めることができる。

都道府県知事は、法第九十一条の規定によ

り、第一種特定製品廃棄等実施者に対し、次に

該表示に際して遵守すべき事項の実施の状況に

関し報告を求めることができる。

ごとに二百四十円(法第二十二条第二項の開

示請求(次号において「開示請求」という。)に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したもののが交付をする場合には、四十

メガバイトまでごとに二百六十円)を加え

た額

三 電子情報処理組織(主務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。)

○・二メガバイトまでごとに百二十円(開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、四十メガバイトまでごとに百七十円)

手数料は、法第二十二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。

四 法第四十三条第四項の書面の交付及びその写しの保存に関する事項

五 引取証明書(法第四十五条第一項に規定する引取証明書をいう。以下同じ。)の保存及びその写しの交付に関する事項

六 主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種フロン類再生業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第四項において同じ。)に対し、フロン類の運搬の実施の状況に係る報告を求めることができる。

七 主務大臣は、法第九十一条の規定により、フロン類破壊業者に対し、次に掲げる事項に報告を求めることができる。

一 フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊実施の状況

八 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品の管理者に対し、管理第一種特定製品(法第十六条第一項に規定する管

理第一種特定製品をいう。次条第六項において同じ。)の使用等の状況に係る報告を求めるこ

ができる。

九 都道府県知事は、法第九十一条の規定によ

り、第一種特定製品整備者に対し、次に掲げる事項に報告を求めることができる。

一 フロン類の引渡しの受託又は引渡しの実施する事項

10 主務大臣は、法第九十一条の規定によ

り、第一種特定製品整備者に対し、次に掲げる事項に報告を求めることができる。

一 フロン類の充填の委託、回収の委託又は引渡しの実施の状況

11 都道府県知事は、法第九十一条の規定によ

り、その登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に対し、次に掲げる事項に報告を求める

ことができる。

一 フロン類の充填、引取り、回収、再生又は引渡しの実施の状況

12 都道府県知事は、法第四十二条第一項の書面の交付及びその写しの保存に関する事項

13 都道府県知事は、法第九十一条の規定によ

り、第一種フロン類引渡受託者に対し、次に掲げる事項に報告を求めることができる。

一 フロン類の引渡しの受託又は引渡しの実施する事項

14 引取証明書の写しの保存に関する事項

三 委託確認書の回付及びその写しの保存に関する事項

四 引取証明書の写しの保存に関する事項

一 都道府県知事は、法第三十九条第一項の登録に関する事項

二 法第三十七条第二項の通知に関する事項

三 都道府県知事は、法第九十一条の規定によ

り、情報処理センターに対し、法第七十七条第

一 法第三十七条第二項の通知に関する事項

二 法第三十七条第四項の登録に関する事項

三 法第三十九条第六項の回収証明書の交付又

は法第四十条第一項の登録に関する事項

四 引取証明書の交付又はその送付及びその写しの交付並びにその写しの保存に関する事項

15

都道府県知事は、法第九十一条の規定により、その登録を受けた第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第十一項において同じ。）に対し、フロン類の運搬の実施の状況に関する報告を求めることができる。

16 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品引取等実施者に対し、次に掲げる事項に関する報告を求めることができる。

一 第一種特定製品の引取り等（法第四十五条の二第二項に規定する引取り等をいう。次条第八項及び第十二項において同じ。）の実施の状況

二 引取証明書の写しの回付及び保存に関する事項

（立入検査）

第六条 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、フロン類の製造業者等の事業所又は事業所に立ち入り、その製造等に係るフロン類及びフロン類代替物質、当該フロン類及びフロン類代替物質、当該フロン類及びフロン類充填回収業者の事務所又は事業所に立ち入り、その製造等に係る施設並びにその関連施設並びに関係帳簿書類を検査され、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、指定製品の製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、その製造等に係る指定製品、当該指定製品の製造等に係る施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査され、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

3 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者の事務所又は事業所に立ち入り、関係帳簿書類を検査せることができる。

4 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種フロン類再生業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の再生の業務を行う場所に立ち入り、その再生に係るフロン類、法第五十条第一項の第一種フロン類再生施設等及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

5 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、フロン類破壊業者の事務所又はフロン類の回収及び破壊の実施

は事業所に立ち入り、その破壊に係るフロン類、法第六十三条第二項第四号のフロン類破壊施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査され、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

6 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品の管理者の事務所若しくは事業所又は管理第一種特定製品を設置する場所（当該第一種特定製品の管理者が法第四十二条第一項の特定解体工事発注者である場合にあっては、解体工事に係る建築物その他の工作物又は解体工事の場所を含む。）に立ち入り、当該管理第一種特定製品（解体工事に係る建築物その他の工作物に立ち入りる場合にあっては、当該管理第一種特定製品が設置された建築物その他の工作物を含む。）及び関係帳簿書類を検査させることができる。

7 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品整備者の事務所又は事業所に立ち入り、その整備に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

8 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品廃棄等実施者の事務所若しくは事業所又は第一種特定製品を設置する場所（当該第一種特定製品廃棄等実施者が第一種特定製品引取等実施者に当該第一種特定製品を引き渡す場合にあっては、その引取り等に係る場所を含む。）に立ち入り、その廃棄等（法第二条第八項第三号に規定する廃棄等をいう。）に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 （平成一四年六月七日政令第二〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 （平成一四年六月二五日政令第二〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成一四年六月二五日政令第二〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成一四年八月一日政令第三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則 （平成一五年八月一日政令第三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則 （平成一五年八月一日政令第三四四号）抄

備、法第五十条第一項ただし書の規定により主務省令で定める第一種フロン類再生施設等並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量により、その職員に、第一種特定製品の管理者等に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

12 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品引取等実施者の事務所又は事業所に立ち入り、その引取り等に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

（施行期日）

附 則 （平成二七年三月二七日政令第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成一八年一月二七日政令第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成一八年一月二七日から施行する。

附 則 （平成二七年三月二七日政令第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二七年三月二七日から施行する。

附 則 （平成二七年三月二七日政令第一一四号）抄

の確保等に関する法律施行令の規定は、なおその効力を有する。

附 則 （平成一八年一月二七日政令第一一四号）抄

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二七年三月二七日政令第一一四号）抄

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二七年三月二七日政令第一一四号）抄